

令和 7 年度 千葉県における「するめいか」に係る資源管理協定の取組の効果の検証結果（中間）

（１）千葉県におけるスルメイカの漁業実態

スルメイカは、周年にわたり再生産が行っているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、秋季発生系群及び冬季発生系群の２系群に分けて資源評価が行われている。スルメイカは国の重要魚種であることから国による漁獲可能量（TAC）管理がなされており、千葉県における漁獲物は主に冬季発生系群として管理されている。大臣管理漁業を除く漁法としては主に５トン未満の小型船によるつり漁業や定置網漁業により漁獲されている。

本県は、国全体の漁獲量のおおむね 80 パーセント構成する上位の都道府県に該当せず、現行水準の漁獲量であれば資源に与える影響は少ないという考えから、国から本県への配分数量は示されていない。そのため、本県では、知事管理漁獲可能量を管理年度（４月から３月）ごとに「現行水準」としており、漁業者の自主的取組による漁獲努力量の制限を通じた管理を行っている。

（２）資源管理の目標及び目標達成のための具体的な取組

目標（資源管理基本方針に定める資源管理の目標）

- １ 目標管理基準値 冬季発生系群 234 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- ２ 限界管理基準値 冬季発生系群 132 千トン（最大持続生産量の 85 パーセントを達成するために必要な親魚量）

該当する資源管理協定

「するめいか」に係る資源管理協定（以下、協定という。）は、下表のとおりで、４漁協所属の約 55 名が、スルメイカを対象とした、それぞれの協定に参加しており、このうち本検証の対象となる協定は、３協定となっている。

協定	備考	協定	備考
東安房（天津・小湊地区）		新勝浦市	
鴨川市		御宿岩和田	

本検証の対象協定

自主的取組

漁業の種類	資源管理の取組	取組の内容	備考
つり漁業	休漁日の設定	第 1・第 3 土曜日	鴨川市、御宿岩和田 新勝浦市
		第 1・第 3 土曜日（ただし、県外操業及び水揚げにより、当該取組が実施できない場合、当該取組の休漁日数との合計で 2 日以上 / 月を設定する。）	
		休漁日の追加設定（8 月 13 日～15 日）	新勝浦市

協定に記載されている取組

(3) 資源管理の取組状況

本県は、国全体の漁獲量のおおむね 80 パーセント構成する上位の都道府県に該当せず、国から本県への配分数量は示されていないため、知事管理漁獲可能量は管理年度ごとに「現行水準」として、上記の自主的取組による漁獲努力量の制限を通じた管理を行っている。上記の資源管理協定が締結されて以降、資源管理協議会により上記の取組内容は全て履行が確認されているため、漁獲努力量の制限が適切に行われていたと考えられる。

国の令和 6 年(2024)度資源評価では、親魚量・資源量は近年低い水準となっており（図 1）親魚量は最大持続生産量（MSY）を実現する水準を下回るが、漁獲圧は下回っているため、神戸プロットでは左下の黄色ゾーンとなっている（図 2）。一方で、協定参加者による検証（以下、「自己点検」という。）では、過去 2 年間のつり漁業による水揚げはなく自己点検ができなかった 1 地区を除き、漁獲量及び CPUE（単位努力量あたり漁獲量）は全地区で減少と判断しており、国の資源評価と一致している。また、漁獲努力量は全地区で減少と判断され、魚価（単価）は、全地区で上昇していると判断されている。

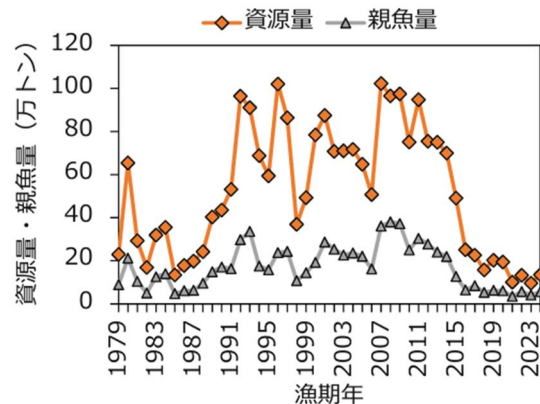


図 1 冬季発生系群の資源量・親魚量

(水研機構 HP 令和 6(2024)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価)

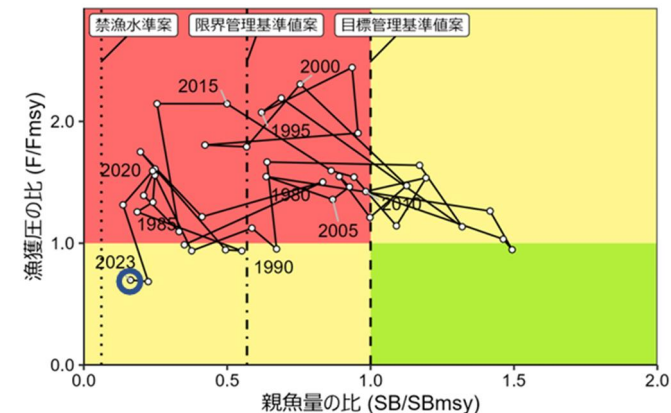


図 2 冬季発生系群の神戸プロット

(水研機構 HP 令和 6(2024)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価)

(4) 資源管理の効果を高めるための協定の改善・高度化の検討

漁業者による自主的取組により漁獲努力量による制限が適切に行われていることから、現在の取組内容は資源の保存及び管理に効果的なものであると考えられる。一方で、漁場におけるスルメイカの分布量がそもそも少なく、漁獲努力量による管理が有効であるという実感がないため、「効果を感じない」とした協定もあった。そのため、資源量が低水準である現在、本県だけではなく国全体として TAC を遵守し、資源量の増大を目指すことが重要であると考えられた。

以上から、今後も国の資源評価結果に基づいた漁獲可能量を遵守するため、現在の取組内容を継続して漁獲努力量による制限を適切に実施するとともに、国の資源評価結果と海況を始めとする海洋環境に注視し、状況に応じた対応を検討していくことも必要と考えられる、